

建築・住宅～大河原土木かわら版～

発行 宮城県大河原土木事務所建築班
 〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1
 電話 0224-53-3918 FAX 0224-53-8090
 E-mail okdbkkt@pref.miyagi.jp
 URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-doboku/>

- 住まいの復興給付金制度について
- 住宅省エネルギー施工者技術講習会について

○住まいの復興給付金制度について<復興庁、住まいの復興給付金準備事務局>

住まいの復興給付金制度は、平成26年4月1日から予定されている段階的な消費税率の引上げに伴い、被災者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応する措置で、

- 1) 東日本大震災で被災された方の住宅再建に支障がないようにすること
- 2) 復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期などの、外的要因による被災者間の負担の不均衡を避けること

を目的としています。

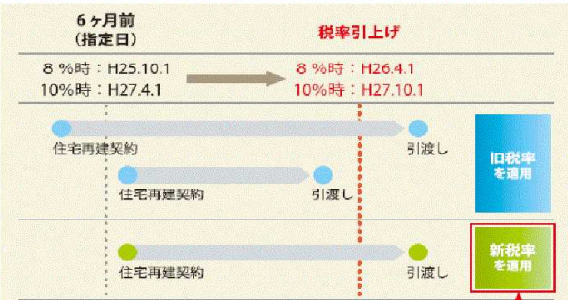
〈制度の概要〉

東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、**新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度です。**



住宅再建(住宅の再取得および補修)に関する消費税について

平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることが予定されています。(平成27年10月1日以降は10%に引き上げ)



住宅の再建に際して、消費税率引き上げの6ヶ月前(指定日)の前日までに契約された住宅については、引渡し時期に関係なく契約時の税率(旧税率)が適用される「経過措置」があります。これにより平成25年9月30日(指定日の前日)までに契約締結していれば、引渡しが平成26年4月以降であっても旧税率の5%が消費税として適用されます。住宅再建の契約が、平成25年10月1日(指定日)以降で、平成26年4月1日以降の引渡しの場合、消費税率は8%となります。なお、消費税は住宅の建物部分に対して課税され、土地購入や個人が売主となる中古住宅には課税されません。

今回の制度の対象となるのは、こちらの増税分に対応する措置となります。

住まいの復興給付金制度は、消費税率の引き上げが行われた場合に実施することとしています。今後、政府内において消費税率引き上げの判断も踏まえつつ、最終的な調整が行われる予定です。

新築住宅を「建築・購入」し、または中古住宅を「購入」した場合

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

対象者

- 1 被災住宅を所有していた者^{※4}
- 2 再取得住宅を所有している者
- 3 再取得住宅に居住している者

※4：被災時点(平成23年3月11日時点)に所有していた者。所有していた持分は問いません。

①～③の要件すべてを満たしていない場合についても、各要件を有する者が共同で申請(以下「共同申請」という。)する場合、給付を受けることができます。

給付対象となる共同申請の事例

●被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が異なる場合…
被災住宅の所有者：父親 再取得住宅の所有者：息子
給付対象要件は以下の通り
1 それぞれの所有者が再取得住宅に共に居住
2 共同で申請

●再取得住宅の所有者が複数の場合…
再取得住宅 夫：1/2 所有(被災住宅の所有者) 妻：1/2 所有
給付対象要件は以下の通り
1 複数の所有者が再取得住宅に共に居住
2 共同で申請

※●の被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合、被災住宅に居住していた者が新たに住宅を再取得し、その住宅に居住している場合には、給付を受けることができます。

対象住宅

消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅、または宅建業者が販売した中古住宅

※床面積が次の要件にあてはまること。建築の場合：13㎡以上/購入の場合：50㎡以上(地上3階以上の共同住宅の場合は30㎡以上)
※新築住宅とは、新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがない住宅(建築工事完了日から1年を経過したものを除く)
中古住宅とは、上記、新築住宅に該当しない住宅。

給付金額 千円未満は切り捨てとなります。

再取得住宅の床面積、給付単価および持分割合に応じて給付されます。

再取得住宅の床面積^{※5} (最大175㎡まで) × 給付単価^{※6} × 再取得住宅の持分割合^{※7} = 給付金額

消費税が8%のとき (3%増税) … 5,130円
消費税が10%のとき (5%増税) … 8,550円

※5：区分所有の場合は専有部分の床面積。再取得住宅の不動産登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積。給付する床面積の上限は175㎡。上限を超える場合は175㎡分を給付。※6：給付単価については、今後変更となる場合があります。※7：持分割合とは、再取得住宅の不動産登記上、住宅全体に対する持分の割合。

⚠ ご注意ください

※給付申請は1申請者(共同申請者含む)につき1回までです。1申請者が「建築・購入」と「補修」の両方に申請することもできません。※国土交通省のすまい給付金との併用もできません。

被災住宅を「補修」した場合

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

対象者

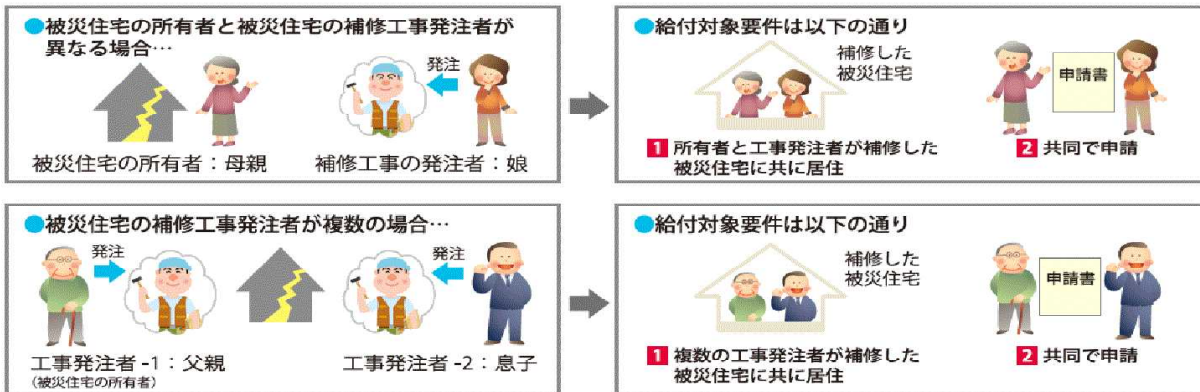
- ① 被災住宅を所有している者^{※8}
- ② 被災住宅の補修工事^{※9}を発注した者
- ③ 補修した被災住宅に居住している者

※8：被災時点(平成23年3月11日時点)に所有していた者。所有している持分は問いません。
 ※9：実際にかかった補修工事の金額が100万円以上であること。



①～③の要件すべてを満たしていない場合についても、各要件を有する者が共同で申請(以下「共同申請」という。)する場合、給付を受けることができます。

給付対象となる共同申請の事例



※①の被災住宅の所有者の死亡または行方不明が原因で、被災住宅の所有者が震災後に変更されている場合、変更後の所有者が補修し、その被災住宅に居住している場合には、給付を受けることができます。

対象住宅

消費税率8%または10%の適用を受けている期間に、補修した被災住宅

給付金額

千円未満は切り捨てとなります。

下表のとおり、被災住宅の床面積に、被災状況に応じた給付単価を掛けた額(A)と、実際にかかった補修工事費の消費税の内、増税分に相当する額(B)のどちらか少ない方を給付するものとします。

		A		B	
		給付単価 ^{※11}		実際にかった補修工事費の消費税増税分	
被災住宅の床面積 ^{※10}	×	消費税率が8%のとき(3%増税)	被災状況	全壊(流出) … 1,680円	3%増税分 補修工事費 税抜き金額 × 0.03
			被災状況	大規模半壊 … 1,650円	
		消費税率が10%のとき(5%増税)	被災状況	半壊(床上浸水) … 1,380円	5%増税分 補修工事費 税抜き金額 × 0.05
			被災状況	一部損壊(床下浸水) … 840円	
		* 東日本大震災に伴う原子力災害による避難指示区域等内にある住宅については「全壊」の扱いとします。			

AとBのどちらか少ない方の金額を給付

※10：区分所有の場合は専有部分の床面積。被災住宅の不動産登記上、用途が「居宅」以外を含む場合、居宅部分の床面積。

※11：給付単価については、今後変更となる場合があります。

ご注意ください

*給付申請は1申請者(共同申請者含む)につき1回までです。1申請者が「補修」と「建築・購入」の両方に申請することもできません。*国土交通省のすまい給付金との併用もできません。

<詳しくはこちらへお問い合わせください>

住まいの復興給付金準備事務局コールセンター

お問い合わせ窓口 TEL：0570-200-246 (有料)

受付時間 9：00～17：00 (土・日・祝日含む)

IP電話等からのご利用 説明会に関して TEL：022-745-0475 (有料)

制度内容に関して TEL：022-745-0420 (有料)

○住宅省エネルギー施工者技術講習会について<宮城県地域型復興住宅推進協議会>

建築士等住宅関係の方へ向けた適正な断熱化技術の習得のための講習会です

国の「低炭素化社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策の中間報告では、平成32年までに新築住宅の省エネルギー基準への100%適合化をめざす、住宅市場技術基盤強化推進事業が実施されています。

この事業は、地域の木造住宅生産を担う大工・工務店・建築士等を対象とした住宅省エネルギー施工技術講習会を全国で行い、最終的に20万人の技能者養成を目標としています。

内 容	①これからの住まい ②住宅の断熱設計 ③住宅の断熱施工 ④住宅の断熱リフォーム ⑤住まい手に向けて 他実際のカットモデルを使用した解説等 9時～17時までの講習及び考査（会場により一部時間が変更になることがあります。）
受講料	1,000円(テキスト・DVD含む) 賞状型修了証発行手数料1,000円 ※カード型修了証を希望の場合2,000円
主催	宮城県地域型復興住宅推進協議会
後援	宮城県、仙台市、(一社)宮城県建築士事務所協会、(社)宮城県建築士会、 宮城県建設職組合連合会
お申込	インターネットまたは申込書のFAXにて受付 ※開催10日前〆切 公式HP【 http://www.shoene.org 】 FAX【022-223-7319】
お問い合わせ	事務局・(一社)宮城県建築士事務所協会 電話 022-223-7330 FAX 022-223-7319

<会場案内>

9月13日	仙台	宮城県建設職組合連合会	仙台市宮城野区鉄砲町93	☎022-298-8037
9月19日	気仙沼	本吉公民館	気仙沼市本吉町津谷新明戸136	☎0226-42-2606
10月1日	栗原	若柳総合文化センター	栗原市若柳字川北古川83	☎0228-32-6600

申 込 書 (受講料:1,000円)		※開催10日前までに FAX022-223-7319 へ お申し込みください。	
会 場 <small>○で囲む</small>	仙台(8月22日)	石巻(8月28日)	仙台(9月13日) 気仙沼(9月19日) 栗原(10月1日)
氏 名	<small>(フリガナ)</small>		勤務先 <small>(フリガナ)</small>
連絡先 TEL			連絡先 FAX
メール	@		
住 所	〒 -		
修了証 タイプ	賞状型¥1,000 ・ カード型¥2,000 <small>※○をつけてください(両方も可能です)</small>		

～ お知らせ ～

[大河原土木事務所建築班のホームページ](#)をご覧ください。
かわら版のバックナンバーや各種情報を掲載しています。

大河原土木 建築班

検索